

○ 財務省告示第 120 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 11 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 26 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 23 回	10,000,000,000 円	104.59 円
〃	第 23 回	2,200,000,000 円	104.64 円
〃	第 28 回	100,000,000 円	105.13 円
〃	第 28 回	200,000,000 円	105.23 円
〃	第 28 回	6,300,000,000 円	105.31 円
〃	第 28 回	300,000,000 円	105.33 円
〃	第 28 回	500,000,000 円	105.43 円
〃	第 28 回	500,000,000 円	105.44 円
合計		20,100,000,000 円	